

京都市告示第 610号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
嵯峨緯23号線	右京区北嵯峨氣比社町9番地の10地先から同町9番地の11地先まで	旧	メートル 35.40	メートル 2.87 ~ 4.70
		新	35.40	3.00 ~ 4.07
嵯峨緯26号線	右京区北嵯峨氣比社町9番地の5地先から同町9番地の1地先まで	旧	50.60	5.13 ~ 6.90
		新	49.60	5.20 ~ 7.60
嵯峨経17号線	右京区嵯峨石ヶ坪町49番地の8地先から同区嵯峨蜻蛉尻町41番地地先まで	旧	66.00	0.80 ~ 1.20
		新	80.50	3.09 ~ 9.20
嵯峨経18号線	右京区嵯峨石ヶ坪町49番地の8地先から同区嵯峨蜻蛉尻町41番地地先まで	旧	60.80	0.50 ~ 1.20
		新	80.50	3.09 ~ 9.20
嵯峨緯165号線	右京区嵯峨石ヶ坪町49番地の8地先内	旧	1.30	1.82
		新	1.00	1.82

(建設局土木管理部道路明示課)